

令和7年度 栃木市入札適正化委員会 第2回会議 議事概要

1. 日 時 令和8年2月9日（月）午後1時39分から午後3時18分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員
事務局 経営管理部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課検査係長
契約検査課契約係職員 3名
工事担当課 道路河川維持課道路河川維持第1係職員
建築住宅課課長補佐兼空き家・住宅政策係長
建築住宅課空き家・住宅政策係職員
建築住宅課課長補佐兼建築整備係長
公園緑地課副主幹兼公園維持係長
公園緑地課公園整備係職員
農林整備課課長補佐兼農村整備係長
農林整備課農村整備係職員
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(2) 抽出事案についての審議
(3) その他
5. その他
6. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題（1）】	
(委員長)	事務局から報告をお願いする。
(事務局)	令和7年7月1日から12月31日までの6か月分の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。 総契約件数は149件、契約金額は25億2,183万8,000円である。内訳は、条件付一般競争入札が39件、16億920万5,400円、指名競争入札が89件、7億580万700円、随意契約が21件、2億683万1,900円である。落札率の欄は、それぞれの平均値である。条件付き一般競争入札と指名競争入札を合わせたものが95.73%、条件付一般競争入札が95.58%、指名競争入札が95.89%であった。 令和7年7月1日から12月31日の期間における指名停止は、5件、5者であった。

1 件目、2 件目は関連するもので、安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故を生じさせられたことによるもの。3 件目は、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。4 件目、5 件目は関連のあるもので、競争入札妨害及び談合に該当したものである。

建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。

(委員) 建設業の倒産廃業等がかなり増加してるという情報があるが、栃木市においても業者の倒産廃業等についての情報はあるのか。

(事務局) 倒産廃業等の情報はないが、入札参加資格者名簿の変更等で、登録している業者から申し出があれば、倒産等の把握はできるが、登録していない業者については把握できていないのが現状である。

(委員) 業者が廃業してもその業者から申し出がなければ登録したままということもあり得るのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 業者の登録数は応札可能業者数の基礎となっている数字でもあることから、改善する方法は何かないのか。

(事務局) 業者には、変更や取り消し、倒産等があった場合は、速やかに市に申し出をするよう伝えていきたい。

(委員) 倒産であれば比較的わかりやすいと思うが、経営者が高齢になり廃業した場合は、実際の事業実態をつかみにくいと思うため、適切に登録情報に反映されるような仕組みを検討いただきたい。

<審議結果>

～了承～

【議題（2）】

(委員長) 抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。

(委員) 今回抽出した 4 件の抽出理由を説明する。

1 件目は、条件付き一般競争入札の「市道 1 4 0 1 9 号線 牛落橋改修工事（上部工）」である。土木一式工事でかなり参加資格要件は緩やかで、応札可能業者数は 1 2 2 者であるが、実際に参加したのが 1 者のみで落札率も 9 9 . 8 8 % とほぼ 1 0 0 % である。なぜ参加が低調だったのかを伺いたい。

例えば非常に難しい工事だったのか、あるいは発注が集中した時期だったのか、契約金額が低すぎたのか、その理由をお聞かせいただきたい。

2 件目は、条件付き一般競争入札で「川原田東市営住宅解体

工事（第2期）」。近年、落札率は高止まりしてほぼ95、6%台で、特に工事種別によっても大きな違いは見られなかったが、解体工事は92%前後の落札率になっている。これは偶然によるものなのかどうか伺いたい。

3件目は、指名競争入札で「蔵の街広場施設改修工事」。不調に終わったため、その理由があれば聞かせていただきたい。また、その後再入札などどうなっていたのか、対応を聞かせていただきたい。

4件目は、随意契約で「令和7年度市単独農業農村整備事業 富吉1地区 法面土砂除去工事」。市単独農業農村整備事業ということで、随意契約の中で土木一式の工種は珍しいと感じたことと、緊急を要したとのことのため、そのいきさつについて聞かせていただきたい。また、同様の事業で指名競争入札の「令和7年度市単独農業農村整備事業 富吉2地区 赤津川土砂浚渫工事」は同様の地区の工事で土砂浚渫工事と土砂除去工事であるが、一方は指名競争入札、一方は随意契約ということでは何か扱いが変わったのかということについて伺いたい。

(委員長) 抽出案件①の説明をお願いします。

(事務局) 抽出案件①「市道14019号線 牛落橋改修工事(上部工)」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（入札参加形態、工種、格付等、建設業の許可、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、地域要件は、工事が特殊な内容であることから栃木県内に本店または支店等の営業所があることとした。）入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

本工事は、永野川にかかる橋梁の上部工であり、工事箇所は、山沿いに位置し道路の幅が狭く大型の車両が侵入しづらい箇所である。また、本工事を施工する前に別工事として下部工事を施工したが、その後3回の入札の不調を経て地方自治法施工令第167条の2第1項第8号に基づく不調随契により契約した。応札者が1者、落札率100%近くになったことは、工事の箇所、申し上げた経緯により、下部工を施工した者の有利性、つまり現場の状況を熟知している業者が有利であるとの考えが働いたためであると考えている。

(委員) 大型車両が入らないのか。

(事務局) 大型車両では入りにくい。

(委員) 資材等の関係で工事も難しく、一気ににはできないということか。

(事務局) そう考えている。

(委員) 100日以上かかる工事であるが、入札が10月になったの

は何か特別な理由があるのか。

春先であれば、まだ市内の業者の手持ちの業務が少なく、比較的応札も可能だったのではと考える。やはり秋口になってくると手持ちの工事が増えて、技術者を配置できなくなってきて応札意欲があっても実際には難しいということも出てくるため、その発注時期によっては参加者数を増やすことはできたのではと思うが、その点いかがか。

(工事担当課) 河川工事のため、出水期の6月から10月までは工事ができず、秋口の入札で進めた。

～抽出事案①了承～

(委員長) 抽出事案②の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案②「川原田東市営住宅解体工事(第2期)」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯(入札参加形態、工種、格付等、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、)入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率)～

落札率が92%と低いことについては、解体工事は道路や建物等を作る土木工事や建築工事等と比較すると、資材等を調達する必要がなく利益が出やすいものであることから、受注意欲の表れであると考えている。

(委員長) 入札結果調書で失格業者の備考に記載のある、数値的判断基準未満とはどういう意味か。

(事務局) 低入札価格調査基準制度のひとつの基準になる。

最初に低入札価格調査の基準があり、それを下回った場合は、改めてその事業ができるかどうかを確認する際に採用する基準のことであり、記載されている数値的判断基準になる。今回は工事全体の金額や、直接工事費、諸経費等に基準がありそれを下回ったため失格とした。

(委員) 解体するくらいの住宅であることから古い建物と推測するが、アスベストは使用しているのか。

(工事担当課) アスベストは外壁の塗装に含まれているが、成型板として処分が可能だったので、適正に処分する解体工として発注している。

(委員) アスベストが使われてるものとして発注すると処分費用も高いと思うがどうか。

(工事担当課) 本来は塗装を剥がすような予定で考えていたが、実際、外す

ことが困難であったため、今回は成型板のまま処分する方法で発注した。処分費用は一般的なレベルの高いアスベストの処理に比べれば抑えられている。

(委員) 低入札価格調査の基準であるが、事後公表で同様な水準の92%前後で設定されているのか。

(事務局) こちらの解体工事については、建築工事の扱いで低入札基準価格を計算しているが、下限が75%、上限が92%と設定しており、端数処理上で92%前後の設定となる。

(委員) 解体工事という工種だったら全て一律に設定しているのか。それとも案件ごとに設定しているのか。

(事務局) 案件ごとに計算し設定している。

(委員) 低入札価格近傍で応札者が集中しないように何か工夫はしているのか。

(事務局) 同じ工種であれば同じような数値になってくる。

(委員) きちんと計算すれば相場観があるということか。

(事務局) はい。

～抽出事案②了承～

(委員長) 抽出事案③の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案③「蔵の街広場施設改修工事」を資料に基づき説明。
～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

不調となった理由は、指名した工事業者の1者に聞き取りをしたところ、工事業者が考えていた金額と予定価格に乖離があったとのこと。その後については、内容を精査した後、改めて設計し直し令和8年1月21日に入札を執行し落札者を決定した。指名業者については、設計内容を変更したので同じ7者とした。

(委員) 設計し直した後の予定価格はいくらか。

(事務局) 予定価格が税抜で703万円。

(委員) だいぶ差があるが、大きく金額が変わった理由は何か。

(事務局) 担当課に確認したが、四阿を解体する際の費用に乖離があっ

たためと聞いている。

～抽出事案③了承～

(委員長) 抽出案件④の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案④「令和7年度市単独農業農村整備事業 富吉1地区 法面土砂除去工事」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、随意契約の理由、契約業者、予定価格、契約金額、その他特記事項)～

本工事は、隣接する民有地から当該河川の敷地へ越境して盛土された土砂を除去する工事である。盛土をした者に対して、復旧するよう再三指導していたが、復旧が見込めない状況となり、河川の出水時期を迎えるにあたり早急に安全確保を図る必要があることから、地方自治法施工令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約により発注したものである。

指名競争入札の「令和7年度市単独農業農村整備事業 富吉2地区 赤津川土砂浚渫工事」との違いについては、両工事とも、河川の安全を確保するために行うものであるが、こちらは川底に堆積した土砂等を除去する工事であり、時機を見計らって計画的に実施し、指名競争入札により発注したものである。

(委員) 着工前の写真を見る限りは、それほど緊急性があるとは思えない。また、誰かがこの民有地の方から河川の方に盛土したとのことだが、市から原因者に対して費用請求はするのか。

(工事担当課) 実際、この写真で見るとよりも一時期もっと狭い状況まで河川を埋め立てられていた。雑草が生えてしまって法面の状況がよくわかりにくい。台風時期にこの河川が土砂崩れによって埋め立てられてしまうと、周囲の集落に冠水被害が及んでしまうため緊急性のある工事である。

費用請求についてであるが、今回の件は隣接地、民有地のところに原因者がいるというのがはっきりしているので、請求も含めて現在対応を検討しているところである。

(委員) この土木工事の予定価格は事前に業者に伝えているのか。

(事務局) こちらは入札ではなくて見積合せのため、予定価格は事前に公表はしない。

(委員) 入札として考えると落札率は82%となるが、この予定価格はしかるべき積算で算定したということか。

(事務局) はい。

(委員) 随意契約の場合、見積りというのは何者から取るものなのか。案件によって違うのか。

(事務局) 見積合せについては基準はないが、今回については予定価格の1,400万円という金額、また、至急を要するものであったため、現場からの距離を勘案して5者を選考した。

(委員) 直接この工事のことではなく、随意契約ということで関連としての質問であるが、随意契約はだいたい2号か5号である。5号については緊急を要することであるため、随意契約するのはやむを得ないと思うが、2号もいくつかあり工事内容も多様であるが、なぜ競争入札に適さないのか。

(事務局) 2号については、例えばエレベーターであればそのメーカーがあり、修理することのできるメンテナンス会社でなければ手を加えられないもの。ポンプや山車会館の展示場の音響施設なども同様であり、その会社でなければできない工事が2号随契となる。

(委員) そうすると、2号案件の場合には業者1者からしか見積りを取らないということか。

(事務局) 2号については、1者しかできないというところが前提なので1者随契になる。

～抽出事案④了承～

【議題(3)】 議題の「(3) その他」について、事務局からあるか。

～なし～

(事務局) 閉会を宣言する。

～終了～